

## 鳥獣被害無くし隊活動支援補助金について

有害鳥獣から地域の農地を守るために新たな捕獲活動団体を組織し、活動のための備品購入に対して、補助金を交付します。

### ○事業の趣旨

イノシシ等の有害鳥獣から地域の農地を守るために捕獲活動団体を組織し、箱わなによる捕獲活動を行い、農作物被害の軽減と「自分達の農地を自分達で守る」意識の醸成を促すことを目的とします。

### ○補助金の対象となる団体(次の要件にすべて当てはまる団体)

- (1) 市内に在住する者で構成されており、構成員が5人以上の団体
- (2) 市から有害鳥獣捕獲許可を受けた者が1人以上所属している団体
- (3) 構成員に市税等の滞納がない団体

### ○補助金の対象経費および補助額(上限額)

- ・箱わな、捕獲時用の止めさし機材等の備品購入費用
- ・1年目：150,000円 2年目：50,000円
- ※イノシシ捕獲用箱わな貸出事業の活用団体 1年目：100,000円 2年目：50,000円

### ○活動条件

- ・わな設置範囲は構成員が所有／耕作する土地およびその近辺に限定
- ・捕獲活動は箱わなに限定
- ・銃器の使用許可は不可(止めさしは電気止めさし器等を使用)

### ○その他

捕獲イノシシの補助額 成獣：8,000円 幼獣：1,000円



**問** 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線206

## 有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金について

イノシシ、ハクビシン等の有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、防護柵等を購入する方に対して、資材購入費用の一部を補助します。

### ○補助金の対象となる方(次の要件にすべて当てはまる方)

- (1) 市内において、有害鳥獣による被害を受けるおそれのある農地を所有または耕作する方
- (2) 市内に住所を有する方
- (3) 市税等の滞納がない方

### ○補助金の額

- ・個人：資材購入費用の2分の1以内  
【上限：30,000円】→【上限：50,000円】
- ・団体：資材購入費用の2分の1以内  
【上限：35,000円×構成員数】

### ○補助金の申請書等

補助金の申請をされる方は、防護柵等の購入・設置までを行った後に、補助金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、領収書および明細書の写し、設置場所付近の見取り図、同意書(団体の場合)を添付して申請してください。

**問** 本庁 農林振興課農業畜産G

☎52-1111 内線206

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

## 狩猟免許取得助成金について

有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許を取得する方に対して、経費の一部を助成します。

### ○助成金の対象となる方(次の要件にすべて当てはまる方)

- (1) 第1種銃猟免許またはわな猟免許を新たに取得した方
- (2) 市内に住所を有する方
- (3) 市税等の滞納がない方

### ○助成金の額

- 第1種銃猟免許 25,000円  
(猟銃の所持許可に要する経費を含む)
- わな猟免許 かかった経費の2分の1以内  
(対象経費：申請手数料／診断書発行手数料／予備講習会受講料)

### ○助成金の申請書等

助成金の申請をされる方は、狩猟免許取得助成金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、関係書類を添付して申請してください。

**問** 本庁 農林振興課農業畜産G

☎52-1111 内線206

